

書籍・雑誌への貸与権付与に反対します

知的財産戦略本部 コンテンツ専門調査会御中
文部省文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 中山主査殿
自由民主党 商工部会知的財産政策小委員会 甘利 明委員長殿
文部科学省著作権課 吉川課長殿
経済産業省メディアコンテンツ課 広実課長殿
公正取引委員会 委員長 竹島 一彦殿

平成15年10月30日

コミックレンタル有志の会 幹事 浜井誠安
株式会社ビデオシティー 代表取締役

「コミックレンタル有志の会」（以下有志の会）は、現在全国各地で、コミックを中心とした書籍・雑誌のレンタル業を営むの小売業の団体であります。

10月中旬ころ公開された文部省文化審議会著作権分科会法制問題小委員会第3回議事要旨によりますと、書籍・雑誌に貸与権付与することが検討されているようあります。

同時に公開された資料3「書籍・雑誌に対する貸与権の適応について（金原委員提出資料）」（以下金原意見書）によりますと、書籍・雑誌に貸与権を設け、レンタルブック（コミック）の新刊に「貸出禁止期間を設ける」と「著作権使用料（貸与許諾料）の設定」を意図しているようです。これらは現在生業として行われているコミックレンタルに致命的な打撃を与え廃業に導くものであり、ひいてはコミック読者を減少させることで、コミック文化の衰退を招くものであり、われわれコミックレンタル有志の会は強く反対いたします。

また金原意見書では著作権者の団体と思しき「貸与権連絡協議会」の協議先として、「旧来の貸本業者」と「大手レンタル業者・CCC、ゲオ」と協議を行ってきた旨の記述がありますが、現在コミックレンタルを営業している「レンタルビデオ店と併設している」タイプのコミックレンタル業に対しては今日に至るまで一切の相談がなされていません。金原意見書に付された「全国レンタルコミック店地区別一覧表」によりますとコミックレンタル店212店のうち、「大手レンタル業者」といわれているブックオフは1店、CCCが2店（TUTAYAと記入あるホイッスル）、計わずか3店に過ぎず、コミックレンタル業を営む大半はわれわれ中小のレンタル業者であります。われわれ有志の会こそが既存のコミックレンタル業を代表するものであり、協議の対象となるべき団体であり、既存業者をはずした上での協議はきわめて不当なものであります。

書籍・雑誌の貸与権導入の理由は書籍販売の低迷を背景に、新品市場への影響を考慮し、他の著作物には貸与権があるのに書籍だけないのは不公平であり、附則4条の2「（貸与権は）書籍または雑誌の貸与による場合には、当分の間、適用しない」を廃して書籍雑誌にも貸与権を付与すべき、というもの約です。とりわけコミックレンタルを標的としているようですが、まったく書籍の流通実態と利用者の利益と既存レンタル業者の意見を考慮しない、大変乱暴な話であり、

本意見書にて反対する旨の意思表示を行うものであります。その理由は次の点にあります。

1、レンタルは利用者の正当な利用形態です。

図書館は、著作物を公共の財産として、国家、自治体規模で購入して無料で共同の利用に供しています。貸し本屋も地域内の利用者の共同利用という点では同じであり、また中古売買は利用者間売買の仲介業です。効用に比べ価格が高いときは、消費者はレンタルという利用形態を選択します。コミックレンタルは、CD、ビデオレンタルと異なり、無断複製の問題は発生しておらず、レンタカー・貸衣装となるら変わるものではありません。

利用形態が多様化して、気分と用途、所得に応じて新品購入・レンタル・リサイクル・図書館と利用形態を使い分けることは著作物の利用拡大（文化の発展）にとってはとてもよいことです。またリサイクルやレンタルの活用は、狭い住宅事情や、所得減少傾向の中での生活の防衛の面もあり、資源有効利用の面からも肯定すべきことです。

2、予防的な権利付与は市場の活性化に反する。

かつて2万店とも言われ、どの町にもあった貸し本屋は出版文化を支えてきました。現在はわずか300店程度といわれています。一部にコミックレンタル店の増大を危惧して貸与権付与を求める声がありますが、この危惧は現実的ではありません。レンタルは返しに行くのが面倒なものであり、購入との価格差が大きくなかなか市場拡大いたしません。また販売に比べるとレンタル業務は返却処理が増えるため、低いレンタル価格で収益を上げることは困難です。コミックレンタルは図書館、中古書店、新品書店と競合するためレンタル価格は40円から100円程度で低く、それほど拡大するとは思えません。それでも拡大すると見なすならば、自由に市場参入すればよいことです。レンタルによる被害が果たしてどの程度あるのかの調査もなされていないようです。金原意見書でも「データを収集・分析中」と書いてあります。このような段階での予防的権利付与は新しい産業の芽をつぶし、規制緩和にも反し、市場の活性化を阻害するものです。

3、新品販売も市場競争に参加すべきです。

書籍業界は35%程度の返品率という極めて非効率な流通構造を持ち、デフレ下でも平均価格は下がらず、利用者の本離れは進んでいます。この悪循環を断ち切るには、返品制を取りやめ、流通の各段階での自由な価格設定を認めることで価格を引き下げる必要があります。著作権強化ではなく、価格の引き下げでレンタルコミックへの抑止とすることが市場経済のとるべき方策であります。作家及び出版業界は自由な競争による市場の活性化に努めるべきと考えます。

4、貸与権は禁止権を伴う極めて強力な権利です。

附則4条の2項の廃止で適用される貸与権は、個々の作家による禁止権と報酬請求権で構成される、レンタルを生殺与奪する極めて強力な権利であります。個々の作家が自著の貸与許諾を意思表示しないとレンタルは違法となります。金原意見書には「レンタルブックの「共通ルール」案」なるものが添付され、新刊の一定期間禁止と貸与許諾料の検討を行っていますが、「貸与権連絡協議会」、及び「21世紀の著作権を考えるコミック作家の会」が、多数いる作家の権利行使の委託を受けることができるのか、はなはだ疑問であり、作家の気まぐれでレンタル禁止が行われると思います。当然「旧来の貸本業者に対して権利行使を行わない旨の特例措置」も個々の作家から権利行使

の委託をうけることが前提であり、有効性にはなはだ疑問があります。仮に書籍・雑誌に貸与権を付与するにしてもその権利は報酬請求にとどめるべきであります。

貸与権を報酬請求権に限定するには附則4条の2項の廃止だけでは不充分であり、特別な規定が必要となります。さもないと作家の気まぐれでレンタル禁止が行われ、レンタル業自体がなくなる可能性があります。

5、複製問題のない著作物は自由にレンタルされるべきであります。

W I P O 著作権条約における商業的貸与権は、コピー問題が発生しやすいプログラム、レコード、ビデオに限られています。コピー問題の少ない書籍にまで貸与権を付与することは国際標準と均衡を欠く可能性があります。コミックレンタルは複製問題の発生しない真正品の一時使用です。書籍・雑誌に貸与権がないことが不平等なのではなく、何でも見境なく貸与権があると考えること自体が非常識なのです。むしろ推進計画とは逆に、コピープロテクトが施されたテレビゲームソフトやコピーコントロール CD は貸与権から除外し、レンタル利用の拡大をはかるべきと考えます。

6、レンタルの規制は、次世代の作家の育成にマイナスの作用をする。

現在の作家の保護を強化することが知的財産の創造および活用を推進することにつながるという前提に基づいて著作権強化の計画が策定されていますが、この前提は根拠に乏しいと言わざるを得ません。

レンタルコミックの主要客層は若い高校生・大学生と、主婦やOLであることに特徴があります。これらの層は可処分所得が少なく、レンタルを禁止したところで、他の娯楽や立ち読みに移行すると思います。今日の優れた作家の多くは、少年・少女時代から、多くの優れた作品に接し、過去の作品を下敷きに、そこに自己の創造性を加えて、優れた作品を作り上げていきます。したがって、少年・少女から多種多様な作品に触れる機会を奪えば、近い将来、優秀な作家が生まれなくなってしまいます。少年・少女たちの可処分所得が飛躍的に増大するわけはありません。彼らに著作物に接する多様な形態を制限したとき、従来よりも遙かに少ない著作物に接するに止めることになってしまふでしょう（これを作家の側から見ると、著作権による保護の範囲・程度を拡張しても、売上の増大や待遇に改善には繋がらないということになります。）豊富な利用形態が用意されてこそ、次世代の作家が育てられます。

以上の理由で、われわれは附則4条2項の廃止による書籍雑誌への貸与権付与に反対します。

2002年4月の中古ゲームソフト裁判の最高裁判決では、自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈により、ファーストセールドクトリンによる中古売買合法の判決を出しています。

レンタルコミックもコピー問題の伴わない真正品の再流通であるという点ではまったく同じであり、著作物の公正な利用に当たり、是認すべきものです。公正な利用まで著作権で過大に規制した場合は、著作物の利用層を失い、流通市場は停滞し、ひいては文化の停滞につながり、知的財産の弱体化にもつながります。知的財産戦略本部は単純な著作権強化一辺倒に陥らず、著作物の公正な利用に配慮して、真に文化の発展につながる施策の検討を行うことを期待します。